

Meiji Seika ファルマ株式会社

報道関係各位

2026 年 10 月 30 日

訴訟の判決に関するお知らせ

Meiji Seika ファルマ株式会社（本社：東京都中央区、代表取締役：永里敏秋）は、2024 年 12 月 25 日、東京地方裁判所に、原口一博氏を被告として、名誉毀損に基づく損害賠償請求訴訟を提起していましたが、2026 年 10 月 29 日、同訴訟について勝訴判決を得ましたので、お知らせいたします。

この訴訟は、原口一博氏が 2024 年 6 月頃より、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）上において、虚偽の内容を含む投稿や動画配信等を繰り返し行い、当社の名誉を毀損したことについて損害賠償を求めたものです。

2026 年 10 月 29 日、東京地方裁判所は、原口一博氏による「生物兵器」「人体実験」「七三一部隊」などの発言の一部について名誉毀損に該当すると判断しました。

当社としましては、事実誤認に基づく発信や、科学的知見に基づかない発信、正当な批判・論評の域を超えた発信などによって人々の不安を煽る行為は、医療にかかわる企業として看過できない事態と考えております。今後も国民の皆様や医療従事者の皆様が安心して感染症対策やワクチン接種について考えられるように、取り組みを進めてまいります。

<代表取締役会長 小林 大吉郎のコメント>

当社の主張が認められたことは、SNS などにおける当社や当社製品に対する様々な言説に対し、一定の司法判断が示されたものであると考えます。

今後も Evidence Based Medicine（EBM）に基づいた感染症対策やワクチン接種に関するサイエンスコミュニケーションを推進し、国民の皆様からの信頼を維持できるよう真摯に努めてまいります。

以上